

第9号

SOS ニュース

相続についての知識【2】

(1) 民法で定めている相続人

前号で述べました相続順位に関係した事項を続けます。

※ 代襲相続

被相続人の死亡より前に、被相続人の子が死亡していたり、後述する相続欠格に相当するか、相続排除によって相続権を失った場合には、その相続人の子（孫）が相続人となります。これを代襲相続といいます。孫も死亡しているときはその子（ひ孫）が再代襲相続人となります。同様に、兄弟姉妹が相続人である場合で、兄弟姉妹がすでに死亡していれば（甥、姪）が、代襲相続をします。

※ 相続人になれない人

相続人であっても場合によっては相続人としての資格を失うこともあります。

- ① 相続欠格・・・被相続人や、自分より先順位の相続人を殺したり、殺そうとして刑に処せられた者や、詐欺や脅迫によって、被相続人の遺言の作成に影響を与えたり、遺言を偽造した者は相続人の資格を失います。
- ② 相続廃除・・・相続欠格にあたるほど重大なことではない場合でも、被相続人に対する虐待や重大な侮辱や著しい非行があった者は、被相続人の請求で家庭裁判所が相続権を剥奪します。

(2) 各相続人の相続分

※ 指定相続分と法定相続分

第一に被相続人の意思が尊重されます。つまり、遺言がある場合には、その遺言の内容に従って決まるのです。これを「指定相続分」といいます。ただし、遺言も絶対ではありません。相続人全員が協議して、遺言と異なる相続分を決めた場合、こちらの方が優先されます。また、相続人間で話し合いがつけば、それによる相続することも自由です。

遺言もなく、話し合いもつかなければ、法に定められた相続分で決定するのです。これを「法定相続分」といいます。

（自由国民社版 知つておきたい暮らしの法律（得）事典より）